

5月は日赤募金

みんな白い羽根をつけましょう

川越 市政だより

才四十六号

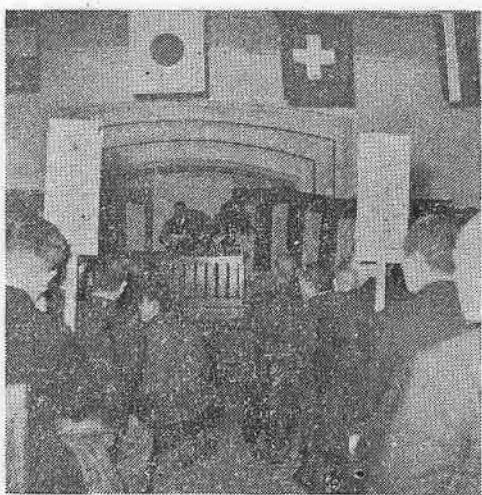
発行川越市役所 印刷所 六三四堂印刷株式会社

5月は、自転車荷車税の納期二洩れなく納税をお願いします

合併記念式挙行される

歴史に残るこの日

合併による大川越市が輝かしいその巨歩を踏み出す四月一日、川高講堂に於て盛大な記念式が挙行された。



この日早朝市長と市議会

各支所長發令

合併によつて九つの村役場は夫れ／＼市役所の支所となり...

川越市農業委員の新構成

総員三十三名となる

合併に関する協定に基いて(旧各村二名づつ)計三十三名の構成が決まりました。

市議会議員の選挙区と定数

合併協定による小選挙区制

四月六日の市議会にて市議会議員の選挙区と定数に關する条例が可決され決定いたしました。

新川越市の構成

合併に関する協定に基いて旧各村から互選によつて各一名の教育委員が参加...

住民登録人口世帯調査結果表

(四月一日現在)

Table with columns for District (内職), Gender (男, 女), Total (合計), and Household Count (世帯数). Rows list various districts like 旧川越, 芳野地区, etc.

市議会議員選挙区と議員数

Table listing 19 districts (選区) and their corresponding number of council members (議員数). Includes details like '本町、南町、相生町' for District 1.

市議会ニュース

三月十七日川越市の市議会が召集されました。三月十二日の大東村との合併協議会...

来ましたので、従来の市議員の厚生給与金条例を廃止するものとす。

昭和三十年四月、五月分の暫定予算

川越市議員選挙区及び各選挙区定数条例

川越市費用弁償及び旅費支給条例の一部改正

国民健康保険 改正について

市村合併に伴い四月一日から国民健康保険の関係条例が改正になりましたのでその概要をお知らせ致します

- 一、川越市国民健康保険条例
- 二、川越市国民健康保険法に基く目的税として国民健康保険に要する費用に充てるため国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課税されるものです。
- 三、川越市国民健康保険給付条例
- 四、納税義務の発生消滅に伴う賦課
- 五、納税義務の発生消滅に伴う賦課
- 六、納税義務の発生又は消滅した者及び世帯員が増減があつたときは当該納期の次の納期から保険税を賦課又は減額されます。
- 七、その他保険税の賦課徴収に關しては市税条例の定めによります
- 八、川越市国民健康保険給付条例

市村合併に伴い四月一日から国民健康保険の関係条例が改正になりましたのでその概要をお知らせ致します

- 一、川越市国民健康保険法に基く目的税として国民健康保険に要する費用に充てるため国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課税されるものです。
- 二、川越市国民健康保険給付条例
- 三、川越市国民健康保険法に基く目的税として国民健康保険に要する費用に充てるため国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課税されるものです。
- 四、納税義務の発生消滅に伴う賦課
- 五、納税義務の発生消滅に伴う賦課
- 六、納税義務の発生又は消滅した者及び世帯員が増減があつたときは当該納期の次の納期から保険税を賦課又は減額されます。
- 七、その他保険税の賦課徴収に關しては市税条例の定めによります
- 八、川越市国民健康保険給付条例

火葬場の使用料かわる

経営の合理化をはかつて

市営火葬場の使用料が若干高くなりました。これは火葬経営の合理化をはかるための措置で、三月二十四日の市議会で議決され、四月一日から実施されています。

種別	大人	小人	大人	小人
1号	1,000円	500円	1,000円	500円
2号	1,000円	500円	1,000円	500円
3号	1,000円	500円	1,000円	500円
4号	1,000円	500円	1,000円	500円

他市町村住民

種別	大人	小人	大人	小人
1号	1,200円	600円	1,200円	600円
2号	1,200円	600円	1,200円	600円
3号	1,200円	600円	1,200円	600円
4号	1,200円	600円	1,200円	600円

市民の台所は？

家計調査結果概要

総務府統計局では昭和二十九年十一月の一月一週全国の都市に生活する労働者世帯(五四市)の家計調査を実施されました。

昭和29年11月実施 家計調査における川越市一世帯平均支出金額

世帯数	50
世帯人員(有業人員)	5.28 (1.88)

費目別	支出金額	現物消費	一世帯平均
合計	1,722,310	68,203	34,453
101~104 食料	1,282,068	67,453	25,648
101 米	561,470	47,913	11,230
102 麦	196,860	9,240	3,938
103 パン	134,310	7,540	2,686
104 その他	17,334	150	347
110 雑費	19,535	30	391
111 生鮮魚介類	25,690	1,520	514
112 干魚介類	29,472	250	589
113 肉及び卵	14,925	1,582	299
114 野菜	44,646	4,463	893
115 豆及び乾物	45,454	7,620	909
116 その他の加工食品	5,923	480	118
117 調味料	50,609	5,080	1,012
118 菓子	46,466	2,633	929
119 果物	67,852	8,390	1,357
120 酒	11,775	4,815	236
121 飲料	21,028	2,660	421
122 外食	11,209	400	224
123 学校給食	12,538	300	251
201~206 住居光熱費	2,713	54	54
201 家賃	148,494	1,005	2,971
202 住居設備及び修繕費	22,500	450	450
203 家具什器	30,035	120	601
204 電気ガス水道	14,735	100	295
205 薪炭	32,679	654	654
206 その他光熱費	41,876	350	838
301~303 被服費	6,669	435	133
301 衣料	181,484	11,115	3,630
302 身の廻り	122,136	7,040	2,443
303 その他の被服費	37,337	4,075	747
401~414 その他の諸費	22,011	440	440
401 直接治療費	390,620	7,420	7,817
402 間接治療費	20,599	100	412
403 理容衛生費	2,779	3,900	56
404 出産乳児	42,595	852	852
405 交通通信	44,405	60	888
406 学校教育	41,119	822	822
407 教養文化用品	200	1,300	4
408 その他の教養文化	92,280	1,345	1,846
409 贈答	43,901	165	878
410 その他の交際	28,626	550	573
411 娯楽	29,475	590	590
412 送金	5,000	100	100
413 諸負担	18,496	370	370
414 その他の諸雑費	21,145	426	426
501~504 非消費支出	188,307	750	3,766
501 税金	136,302	2,726	2,726
502 勤労所得	88,681	1,774	1,774
503 社会保険	47,621	952	952
504 その他の非消費	43,561	871	871
601~605 実支出以外の支出	8,444	750	169
601 貯蓄	251,935	5,039	5,039
602 年金保険無盡掛	146,582	2,932	2,932
603 借金返済	59,342	1,187	1,187
604 掛金	11,707	234	234
605 その他	23,535	471	471

昭和29年11月実施家計調査における 勤労者一世帯平均及び有業一人平均収入

世帯数	30
世帯人員(有業人員)	4.73 (1.50)

費目別	一世帯平均	有業一人平均
合計	34,491	22,994
実収入	31,166	20,774
A 勤め先からの収入	28,758	19,172
1 世帯主収入	23,598	15,732
2 本業	23,465	15,643
3 定期	22,787	15,171
4 臨時	708	472
5 副業	133	89
6 妻の収入	167	111
7 その他世帯員収入	4,993	3,329
B 事業及び内職による収入	730	487
1 世帯主収入	63	42
2 その他の世帯員収入	667	445
C その他の収入	1,678	1,118
1 財産による収入	139	93
2 社会保障給付	877	584
3 受贈		
4 送金		
5 自家		
6 その他	662	441
D 実収入以外の収入	3,325	2,217
1 貯蓄引出金	2,620	1,747
2 年金保険無盡取	30	20
3 借入金	550	367
4 掛金		
5 その他	125	83

自衛官志願案内

陸上自衛官志願案内

一、志願資格
昭和二十九年七月二日から昭和三十年七月一日までに生れた心身健全な男子で原則として独身者

二、学力
新制中学校卒業程度以上の学力を有する者

三、身体検査基準
身長155以上180以下、体重50以上、両眼の視力0.5以上

四、採用予定人員及び採用時期
陸上自衛官 約1,000名
海軍自衛官 約1,000名
空軍自衛官 約1,000名

五、試験日程
自八月一日(水)至八月八日(水)の内一日試験場は浦和市、東部の志願者は熊谷市の予定であるが試験期日前に本人に通知される筈である

六、試験科目
1 一考一試
自八月一日(水)至八月八日(水)の内一日試験場は浦和市、東部の志願者は熊谷市の予定であるが試験期日前に本人に通知される筈である

七、募集担当部隊
東京都練馬区北町陸上自衛隊練馬駐とん地業務隊

八、その他
不明の点は募集担当部隊又は市役所総務課へ問合せること。